

吸収分割に関する事後開示書面

会社法第791条および第801条
ならびに会社法施行規則第189条に規定する事後開示事項

吸収分割承継会社 日本瓦斯株式会社

吸収分割会社 株式会社エナジー宇宙

吸収分割会社 東日本ガス株式会社

吸収分割会社 北日本ガス株式会社

2024年1月1日

吸収分割に関する事後開示事項

吸収分割承継会社	東京都渋谷区代々木四丁目31番8号 日本瓦斯株式会社 代表取締役 柏谷邦彦
吸収分割会社	東京都渋谷区代々木四丁目31番8号 株式会社エナジー宇宙 代表取締役 吉田恵一
吸収分割会社	千葉県我孫子市下ヶ戸608番地-1 東日本ガス株式会社 代表取締役 村松俊二
吸収分割会社	栃木県小山市花垣町二丁目11番22号 北日本ガス株式会社 代表取締役 滝瀬淳一

吸収分割承継会社と各吸収分割会社との間で締結した2023年4月27日付の吸収分割契約に基づき、各吸収分割会社のガス小売事業に関する権利義務を吸収分割承継会社にそれぞれ承継させる吸収分割に関して、会社法第791条および第801条ならびに会社法施行規則第189条の規定により事後開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2024年1月1日に効力を生じました。
2. 各吸収分割会社における次に掲げる事項
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）
各吸収分割会社の株主はそれぞれ日本瓦斯株式会社のみであり、差止請求をした株主はありませんでした。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）
各吸収分割承継会社の株主はそれぞれ日本瓦斯株式会社のみであり、株式買取請求をした株主はありませんでした。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ハ）
各吸収分割会社とも新株予約権は発行しておりません。

- (4) 会社法第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）
2023年11月14日に官報および電子公告による公告を行いました。各吸収分割会社に対して、所定の期間内に異議を申出た債権者はありませんでした。
3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項
- (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第3号イ）
本件吸収分割は、第796条の2但書に規定する場合に該当します。
- (2) 会社法第797条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号ロ）
本件吸収分割は、会社法第797条第1項但書に規定する場合に該当します。なお、2023年11月14日に電子公告により株主への公告を行いました。所定の期間内に反対する旨を通知した株主はありませんでした。
- (3) 会社法第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号ロ）
2023年11月14日に官報および電子公告による公告を行いました。所定の期間内に異議を申出た債権者はありませんでした。
4. 吸収分割により吸収分割承継会社が各吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）
吸収分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日に、各吸収分割会社から吸収分割契約に定める権利義務をそれぞれ承継しました。
5. 吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）
2024年1月1日から2週間以内に申請する予定です。
6. 前各項に掲げるもののほか吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）
- (1) 東彩ガス株式会社は、2024年1月1日付で商号を株式会社エナジー宇宙に変更し、本店を埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目14番1号から東京都渋谷区代々木四丁目31番8号に移転しました。
- (2) 本件吸収分割の効力発生後、2024年1月1日付で、株式会社エナジー宇宙は、吸収合併により東日本ガス株式会社および北日本ガス株式会社の権利義務全部を承継しました。

以上